

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、多可町と兵庫県信用組合（以下「組合」という。）との包括地域連携協定締結に基づき、多可町内に居住するために、若者・子育て世代が初めて住宅を新築又はリフォームする場合に、組合の住宅ローン契約による利息相当分を多可町と当組合が支援助成することで、定住者人口の拡大と地域経済の活性化につなげることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 若者・子育て世代とは、契約者の年齢が20歳以上50歳未満の者をいう。ただし、18歳未満の子供がいる場合は、60歳未満の者をいう。
- (2) 新築とは、多可町内に居住するために、若者・子育て世代が初めて住宅を新築する場合をいう。
- (3) リフォームとは、多可町内に居住するために、若者・子育て世代が自ら居住するための住宅を改修する場合をいう。
- (4) 住宅ローンとは、住宅の新築又はリフォームを目的として、組合の資金借入契約をいう。
- (5) 住宅ローン契約とは、組合の資金借入契約で、全国保証株式会社の保証を受け、所定の審査を受けたものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 新たに建築又はリフォームする住宅の所有者であること。
- (2) 新たに建築又はリフォームする住宅の所有者が自己の居住の用に供すること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付対象となる住宅ローン契約は、町内に住宅を新築又はリフォームする場合に、組合から借入金額3,000万円を上限として、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間のうちに契約が成立したものをいう。

- 2 住宅の新築や中古住宅を購入し改修する場合に、土地の購入分も含めるが、土地のみを購入する場合は、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 前条に掲げる補助金の額は、組合が発行する返済計画書の貸付利率に対して、年利率0.5%に相当する額を補助するものとする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、住宅ローン契約締結後に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅ローン契約書の写し
- (3) 返済計画書又は償還元金残高証明書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

- 2 この補助金の申請は、前条第4条第1項に定める期間中、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することができる。

(交付決定額及び補助期間等の変更)

第8条 申請者は、前条の規定により通知された交付決定額及び返済計画等に変更が生じた場合には、次の書類を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 補助金変更交付申請書(様式第3号)

(2) 返済計画変更の写し

(3) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 町長は、予算の範囲内において交付決定者から提出された補助金請求書(様式第5号)により、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、5年に達する最終年度は、遅くとも4月末日までに交付するものとする。

2 補助金の交付は、月割り計算として、借入から5年間、毎年1月から12月までを1年単位として支給するものとする。ただし、初年度は、返済開始月から12月まで、5年に達する最終年度は1月から3月までとする。

返済期間中は、毎年請求書と償還元金残高証明書を提出するものとする。

3 補助金の振込先は、当組合の返済口座とし、年1回交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の取消を決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

2 補助金の返還に応じない場合には、法的措置等を講じることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成39年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

多可町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

㊞

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付申請書

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付要綱の定めるところにより、関係書類を添付して申請します。

記

- | | | | |
|-----------------|-----|---|----|
| 1. 物件の所在地 | 多可町 | 区 | 番地 |
| 2. 建築費用 (建物・土地) | | 円 | |
| 3. 借入金額 | | 円 | |

<添付書類>

住宅ローン契約書の写し
返済計画書または償還元金残高証明書など

年 月 日

（申請者名）

様

多可町長

印

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多可町住宅ローン利子助成事業補助金については、下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

なお、申請が適正であると確認した後に補助金額確定通知書及び補助金請求書を送付し、補助金を交付します。

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 円

- 2 補助金交付年度

年度から 5 年間

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

多可町住宅ローン利子助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 号 で補助金交付決定通知を受けた多可町住宅ローン利子助成事業補助金について、次のとおり変更したいので関係書類を添付して申請します。

記

変更の内容	借入金額	変更前 円
		変更後 円
	借入期間	変更前 年 月 日 ~ 年 月 日
		変更後 年 月 日 ~ 年 月 日
その他		
変更の理由		

年 月 日

（申請者名）

様

多可町長

印

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった多可町住宅ローン利子助成事業補助金については、下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 円

借入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

多可町長 様

交付決定者
住 所
氏 名
電話番号

㊞

多可町住宅ローン利子助成事業補助金請求書

年 月 日付けで額の確定があった多可町住宅ローン利子助成事業補助金を下記のとおり請求します。

記

多可町住宅ローン利子助成事業補助金については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	兵 庫 県 信 用 組 合
	中町支店 ・ 八千代支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座 ・ その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※振込先は、申請者本人の兵庫県信用組合の「返済口座」に限ります。

※償還元金残高証明書を添付して下さい。

年 月 日

（申請者名）

様

多可町長

印

多可町住宅ローン利子助成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で 号 で交付決定した多可町住宅ローン利子助成事業補助金については、次の理由により、取消しをすることとしたので通知します。

記

1. 取消しの理由

2. 取消しの内容